総務建設常任委員会会議記録

令和４年９月 12 日開催

令和４年第３回定例会において、清水町議会会議規則第 39 条の規定により付託された事件について下記のとおり審議した。

（出席委員）
委 員 長　大濱博史
副委員長　山本文博
委　　員　森野善広
委　　員　岩﨑高雄
委　　員　松浦俊介
委　　員　石垣雅雄
委　　員　松下尚美

（概　　要）
議案第36号　清水町議会議員及び清水町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例について
本案は、９月６日に本委員会に付託され、９月 12 日に委員全員と当局から副町長及び所管課長の出席を得て、審査を行いました。
始めに、当局から議案について説明を受け、質疑に入りました。
質疑なく、討論なく、採決の結果、本案は、全員賛成をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第37号　清水町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
本案は、９月６日に本委員会に付託され、９月 12 日に議案第 36 号審査終了後、同メンバーにより審査に入りました。
始めに、当局から議案について説明を受け、質疑に入りました。
質疑なく、討論なく、採決の結果、本案は、全員賛成をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第 38 号　令和４年度　清水町一般会計補正予算（第６回）について
本案は、９月６日に本委員会に付託され、９月 12 日に議案第 37 号審査終了後、同メンバーにより審査に入りました。

始めに、当局から議案について説明を受け、質疑に入りました。
質疑なく、討論なく、採決の結果、本案の本委員会所管事項については、全員賛成をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第 42 号　令和３年度　清水町一般会計歳入歳出決算の認定について
本案は、９月７日に本委員会に付託され、９月 12 日に議案第 38 号の審査終了後、同メンバーにより審査に入りました。
始めに、歳入について質疑を行いました。
最初に委員から、「ふるさと納税で町外へ流出した金額は。」とただしたところ、「本町町民が他市町村へ行った寄付額は１億 4,300 万円余です。」との答弁がありました。
次に、委員から、「滞納処分による町税の徴収額が増加している理由は。」とただしたところ、「税の公平性を鑑み、滞納処分として口座の差押えを積極的に行ったことによるものです。」との答弁がありました。
次に、委員から、「収納率の向上のため、差押え等を今後も積極的に行っていくように。」との発言がありました。
次に、委員から、「ふるさと納税寄附額の増額理由は。」とただしたところ、「ポータルサイトを１つ増やしたこと、先進地を参考に返礼品の開拓をしたこと、特にうなぎ店の返礼品により、高額の寄付が多くなったことから、寄附金額の増加となりました。」との答弁がありました。
次に、委員から、「ふるさと納税と企業版のふるさと納税に対する今後の取組は。」とただしたところ、「企業版ふるさと納税は、内閣府のポータルサイトに加え、民間のサイトを活用するなど間口を広げるとともにシティープロモーション事業を充実していきたい。ふるさと納税は、掲載サイトの増加、返礼品の充実、体験型のふるさと納税の充実を考えています。」との答弁がありました。
次に、委員から、「ふるさと納税において、清水町は他市町と比べ、どのような位置にあるのか。」とただしたところ、「寄附額は、他市町村と比べてまだまだ少なく、ほかの市町村に税金が流出している状況であります。町として制御できないところもあるが、歳入を増やす努力をしていきたいと考えています。」との答弁がありました。
次に、委員から、「ふるさと納税については、町がどのような位置にあるのか、全体のバランスの中で、税収のことなどを考えてもらいたい。」との発言がありました。
他に質疑なく、次に歳出について各款ごと質疑を行いました。
１款、議会費については質疑なく、２款、総務費の質疑を行いました。
委員から、「大学等新幹線通学支援事業は、若者の定住促進として、行ってい

るのであれば、通学支援以外の事業も考えてはどうか。」とただしたところ、「通学支援のほか、例えばＵターンで帰ってきた方への支援については、町の特色や費用対効果等を踏まえ、今後の参考とします。」との答弁がありました。

次に、委員から、「公共交通利用促進事業のバス、タクシー利用券の配付について、町民からの意見を聞いているのか。」とただしたところ、「大変助かったという意見があった一方で、ほかのことで支援をしてほしかったという意見も聴いています。」との答弁がありました。

次に、委員から、「マイナンバーカードの安全性は。」とただしたところ、「マイナンバーカードのシステムには様々なセキュリティ対策が施されています。カードには主要の４情報、名前、住所、生年月日、性別とマイナンバーが記載されておりますが、ＩＣチップには、プライバシー性の高い個人情報は記録されていないため、重要な個人情報の流出は、原則としてはないものと考えています。」との答弁がありました。

次に、委員から、「マイナンバーカードの普及促進を図る必要があると考えるが、町の考えは。」とただしたところ、「積極的に広報等を活用し、交付率を上げていきたいと考えています。」との答弁がありました。

次に、委員から、「高齢者運転免許証返納支援事業について、見直し等を考えているのか。」とただしたところ、「バス、タクシーの 4,000 円分の利用券を交付しているが、およそ６割の利用率であることを踏まえ、その額の妥当性について考えていきます。」との答弁がありました。

次に、委員から、「職員健康診断業務等の減額理由は。」とただしたところ、「健診業務の委託先を変更し、健診業務を包括的に実施したことにより安価になったこと、また、会計年度任用職員の健診業務が協会けんぽの助成対象になったためです。」との答弁がありました。

次に、委員から、「情報リテラシー向上事業では、幼稚園、保育所の職員はパソコンが１人１台でないためセキュリティ対策講習の対象から除かれているが、今後は全職員が受講するべきである。」との発言がありました。

次に、委員から、「広報しみずの発行が月２回から１回になったが、経費の削減はできたのか。」とただしたところ、「令和２年度分が低入札だったことと、原油価格の高騰で印刷単価が高騰したことにより、８万1,000円の微増となり、削減には至りませんでした。」との答弁がありました。

次に、４款、衛生費の質疑を行いました。

委員から、「塵芥処理費委託料に関して、燃えるごみの分別を今より細分化することはできないのか。」とただしたところ、「本町のごみの分別は、ほかの市町村に比べて細分化されており、現時点で、更に細分化することは難しいと考えます。」との答弁がありました。

次に、委員から、「柿田川調査船は、柿田川の調査や研究の際に必要だと思うが。」とただしたところ、「柿田川の調査は国が行っており、今後対応が必要な場合には、国や環境保護団体等関係機関と協議し、対応していきます。」との答弁がありました。

次に、委員から、「剪定枝葉の回収の処理単価が下がった理由は。」とただしたところ、「枝よりも葉や草が多かったことや運搬車両の積載量を下げたためです。」との答弁がありました。

５款、労働費については質疑なく、６款、農林水産業費の質疑を行いました。

委員から、「農業振興についての考えは。」とただしたところ、「ブランド米推進協議会に参画し、米の高価格買いによる農業支援を行っており、また、新規就農者の募集や育成のため、手軽に始められる週末だけの農業や既存の農家者による指導なども考えています。」との答弁がありました。

次に、委員から、「農地は食物を作り出すだけでなく、防災や自然破壊の抑制など様々な効果がある。また、毎年の積み重ねが長年の成果につながる。結果として、農地の保全ができていないことを指摘する。」との発言がありました。

次に、７款、商工費の質疑を行いました。

委員から、「ゆうすいポイントの加盟店の発行ポイントとカードの保有者が減っている理由は。」とただしたところ、「カードの保有者数の減少は、古いカードから新しいカードに移行する際に精査した結果です。加盟店発行ポイントの減少は、飲食店がコロナ禍の影響を受けたものと考えています。」との答弁がありました。

次に、委員から、「ゆうすいポイントは、100 万ポイント発行されたので１億円の経済効果があったとのことだが、１ポイントにつき 100 円の経済効果とはならないのでは。」とただしたところ、「ゆうすいポイントユーザーで消費が循環したという観点で、経済効果と捉えています。」との答弁がありました。

次に、８款、土木費の質疑を行いました。

委員から、「玉川卸団地線周辺まちづくり地権者合意形成支援等業務委託の内容は。」とただしたところ、「まちづくりを推進する方を対象とした勉強会の開催、現況報告等のニュースレターの作成、意向調査の作成等についての支援業務です。」との答弁がありました。

次に、委員から、「玉川卸団地線周辺まちづくり地権者合意形成支援等業務を委託しても効果が上がっていないのでは。」とただしたところ、「関係地権者の方の様々な意見に対する対応や事業を進めるに当たってのアドバイス等の支援受けているため、関係地権者との合意形成に寄与するものと受け止めています。」との答弁がありました。

次に、委員から、「町営住宅の共益費が高いことと、共益費を住民が集金して

いることは問題があると思うが。」とただしたところ、「共益費は、町営住宅条例で入居者の負担となっています。共益費の対応は、簡単には決められないものでありますが、近隣市町の状況の確認や入居者の意見を聴くなど今後対応していきたいと考えています。」との答弁がありました。

次に、委員から、「丸池連絡橋高欄改良工事の内容は。」とただしたところ、「欄干の下段に、転落防止の柵などを設けるため改良工事を実施しました。」との答弁がありました。

次に、９款、消防費の質疑を行いました。

委員から、「消防団の団員に払われる報酬は、直接本人に渡っているのか。」とただしたところ、「消防団の意向を尊重し、各団に対して対応しています。」との答弁がありました。

11 款、災害復旧費、12 款、公債費、13 款、予備費については、いずれも質疑なく、歳入歳出全般の質疑を行いました。

委員から、「実質収支の８億 6,700 万円の黒字をどう考えるのか。」とただしたところ、「歳入において、町税、地方消費税交付金といった一般財源が予算に比べて増額したことが要因になりました。適切な検証をしつつ、堅実な財政運営をしていきます。」との答弁がありました。

次に、委員から、「実質収支が黒字にもかかわらず、区や商工会の補助金を削減した理由は。」とただしたところ、「コロナの影響で町税をはじめ歳入の状況が不透明であり、そういう中で収支均衡を図る上で予算編成を行った中での事務事業の見直しの１つとして行いました。」との答弁がありました。

次に、委員から、「財政調整基金が増額する見通しの中で補助金の見直しを先延ばしするなどの配慮が必要だったことを指摘する。」との発言がありました。

次に、委員から、「新型コロナウイルス感染症対応地方創成臨時交付金を活用した事業について、町の評価は。」とただしたところ、「町民生活への支援、町内事業者への支援に繋がったものと考えています。感謝の声があった一方、さらなる支援の要望もあったので、国や県の動向を注視し、財源を見極めながら総合的に勘案し、必要な方に必要な支援を今後も続けていきたいと考えています。」との答弁がありました。

次に、委員から、「新型コロナウイルス対策に関する事業について、評価が高かった事業は、国からの交付金などがなくとも町単独ででも実施してはどうか。」とただしたところ、「令和４年度も続けて実施している事業について、事業の内容や効果、あるいは事業の更なる継続などを検討していきます。」との答弁がありました。

次に、委員から、「新型コロナウイルス対策に関する事業について評価の高い事業は、国の交付金がなくても引き続き実施したほうが良いと考えるので、精

査した上で次年度以降の予算に反映されるように期待する。」との発言がありました。
　次に、委員から、「マイナンバーカードの交付率が令和３年度末で 40.98%と高くないが、町の見解は。」とただしたところ、「一般質問でもありましたが、高齢者の方については、シニアクラブの皆さんと協力しながら対応していきます。また、様々な民間事業者がマイナンバーの支援をしているので、町として広報していかなければならないと考えています。」との答弁がありました。
　他に質疑なく、討論を行いました。
　反対討論として、「令和３年度の決算は、黒字決算である。しかしながら、その一方で、住民サービスを減らし、不用額が出たことを考えると、単純に喜べない決算である。ふるさと納税は１億円ほどが町外に流出しており、ゆうすいポイント事業やバス、タクシー券配布事業は費用対効果の精査がされていないことなどを指摘し反対討論とする。」との発言がありました。
　次に、賛成討論として「令和３年度は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中で、西間門新谷線の工事など主要な事業の継続的な実施、大学等新幹線通学支援事業の実施、新型コロナウイルス感染症対応地方創生交付金を利用した様々な事業の実施は評価する。令和３年度の決算は、過去最高額の決算規模となった令和２年度に次ぐ規模となり、財政の健全性を示す各種指標は安定した数値、水準を示しているが、町債残高は 90 億円を超えている。財源の確保、費用対効果の精査を念頭に置き、効率的かつ堅実な行政運営をすることを切望して、賛成討論とする。」との発言がありました。
　他に討論なく、採決の結果、本案の本委員会所管事項については、賛成多数をもって、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

議案第 43 号　令和３年度清水町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について
　本案は、９月７日に本委員会に付託され、９月 12 日に議案第 42 号の審査終了後、同メンバーにより審査に入りました。
　始めに、議案について質疑を行いました。
　質疑なく、討論なく、採決の結果、本案については、全員賛成をもって、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

議案第 47 号　令和３年度清水町下水道事業会計決算の認定について
　本案は、９月７日に本委員会に付託され、９月 12 日に議案第 43 号の審査終了後、同メンバーにより審査に入りました。
　始めに、議案について質疑を行いました。
　質疑なく、討論なく、採決の結果、本案については、全員賛成をもって、原

案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

清水町議会委員会条例第 27 条第１項の規定により記名押印する。
令和４年９月 22 日

総務建設常任委員長　大濱博史